

ワクチン接種の担い手

児玉 直樹

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長

新型コロナウイルス感染症の第7波は落ち着きつつあります。第7波では、感染者数が20万人を超える日も多くあり、WHOは日本の感染者数が7月末から4週連続で世界最多になったと報告しています。この第7波により、多くの日本人が感染免疫を獲得したと思われませんが、欧米諸国と比べるとまだ少ないとの報告もあります。ワクチン接種による重症化予防効果についても次第に低下することが予想され、次の波への対応をどのようにしていくのか議論が行われています。



10月7日に政府は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し、現在開催されている臨時国会へ法案提出されました。

この法律案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、国または都道府県および関係機関の連携協力による病床、外来医療および医療人材ならびに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査などの体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種に関する体制の整備、水際対策の実効性の確保などの措置を講ずることを目的とし、2024年4月1日から施行される予定です。この法律案には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正が含まれ、感染症発生・まん延時に厚生労働大臣および都道府県知事の要請により、医師・看護師以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う枠組みを整備することになっており、このワクチン接種の担い手として診療放射線技師など職種が想定されています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の三において、厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該注射行為を行うよう要請することができる、とされています。さらに前項の規定による要請に応じて注射行為を行うときは、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに診療放射線技師法第二十六条第二項の規定にかかわらず、同項の場所及び期間において、診療の補助として注射行為を行うことを業とすることができる、とされています。診療放射線技師は法第二十六条第二項の規定により、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない、とされており業務上の制限を受けています。しかし、今回の改正案では、法第二十六条第二項の規定にかかわらず、診療の補助として注射行為を行ってよい、とされています。

ワクチン接種の担い手として診療放射線技師が含まれた背景には、2015年の診療放射線技師法改正により、造影剤等の投与、抜針・止血に関する業務が追加されたこと、さらに2021年の診療放射線技師法改正により、造影剤を使用した検査やRI検査のために静脈路を確保する行為が追加されたことにあります。診療放射線技師は、人体に対する放射線の照射または画像診断装置を用いた検査のための静脈路確保、造影剤等の投与や抜針・止血等に関する基本的な教育を受けており、また実際に当該業務を行っていることが認められ、ワクチン接種の担い手の対象となりました。しかし、令和3年厚生労働省告示第273号研修（告示研修）を修了した者、または2024年4月1日後に免許を受けた者に限定される予定です。

9月30日現在で告示研修に25,726人が申し込み、18,510人が基礎研修を修了し、6,044人が実技研修を修了されています。すでに診療放射線技師として働いている方の約半数の方に申し込みを頂いていますが、全ての診療放射線技師の方に告示研修を受講いただきたいと考えています。告示研修の受講が社会的に義務を果たす職種であることを国民に知らしめることとなりますので、必ず告示研修の受講をお願い致します。